

香港会社自社株買いの手続きと費用

特に明記しない限り、本見積書で紹介される香港会社とは、香港の「会社条例」に基づき、構成・設立される非公開株式会社を指します。本稿の手続き及び費用は香港裁判所の承認が不要な自社株買いに適用されます。

自社株買いの対価が配当可能利益である場合、当事務所は香港会社自社株買いを行う費用が 2,250 米ドルです。当事務所のサービスには、直近の財務諸表の審査、自社株買いに十分な配当可能利益があることを確認すること、自社株買いに関する取締役会・株主会の議事録の作成、及び香港会社登記所に申告書の提出が含まれています。

当事務所のサービス費用及び出版費用(場合による)に加えて、自社株買いが通常の香港株式の売買と見なされるため、売りと買いの両方は会社の純資産の 0.1%相当額の印紙税を納付しなければなりません。

自社株買いを行うためには、会社の定款、株主名簿、取締役名簿、直近の年次申告書、直近の財務諸表、譲渡者の氏名、及び買い戻す株式数や対価の金額が必要です。

自社株買いの対価が配当可能利益で支払われる場合は、全ての手続きを完了するには約 2 週間かかります。対価が会社の資本金で支払われる場合、全ての手続きを完了するには約 6~8 週間かかります(1ヶ月の公告期間を含む)。

SHENZHEN 深セン

Rooms 1203-06, 12/F.
Di Wang Commercial Centre
5002 Shennan Road East
Luohu District, Shenzhen, China
中国深セン市羅湖区深南東路5002号
地王商業センター12階1203-06室
T: +86 755 8268 4480

SHANGHAI 上海

Room 603, 6/F., Tower B
Guangqi Culture Plaza
2899A Xietu Road, Xuhui District
Shanghai, China
中国上海市徐匯区斜土路2899甲号
光啓文化広場B棟6階603室
T: +86 21 6439 4114

BEIJING 北京

Room 303, 3/F.
Interchina Commercial Building
33 Dengshikou Street
Dongcheng District, Beijing, China
中国北京市東城区灯市口大街33号
國中商業ビル3階303室
T: +86 10 6210 1890

SINGAPORE シンガポール

138 Cecil Street, #13-02 Cecil Court
Singapore 069538
セシルストリート138号
セシルコート13階1302室
郵便番号: 069538
T: +65 6438 0116

TAIPEI 台北

Room 303, 3/F., 142 Section 4
Chung Hsiao East Road
Daan District, Taipei
Taiwan 10688
台湾台北市大安区忠孝東路四段
142号3階303室
郵便番号: 10688
T: +886 2 2711 1324

NEW YORK ニューヨーク

202 Canal Street, Suite 303, 3/F.
New York, NY 10013, USA
米国ニューヨーク州ニューヨーク市
キャナルストリート202号3階303室
郵便番号: 10013
T: +1 646 850 5888

LONDON ロンドン

Room 319, 3/F., One Elmfield Park
Bromley, Greater London
BR1 1LU, UK
英国グレーター・ロンドンブロムリー
フィールドパーク1号3階319室
郵便番号: BR1 1LU
T: +44 20 8176 3860

1. 自社株買いサービスと費用

自社株買いの対価が配当可能利益で支払われる場合、当事務所が香港非公開会社の自社株買いを処理する費用は 2,250 米ドルです。対価が会社の資本金で支払われる場合、当事務所のサービス費用は 3,550 米ドルです。

上記の費用には以下のサービスが含まれています。

- (1) 定款を審査し、自社株買い又は減資が会社の権限の範囲内であることを確認する
- (2) 株主名簿を審査し、株主人数が定足数に達することを確認する
- (3) 自社株買いに関する株主会・取締役会の議事録又は書面決議書を作成する
- (4) 直近の認証済み財務諸表、管理帳簿を審査し、自社株買い後に会社が返済能力があることを確認し、返済能力申告書を作成する
- (5) 減資の指定フォームを作成し、会社登記所に提出する
- (6) 指定される英語新聞、中国語新聞と香港政府の官報で公告する(会社が資本金で株式を買い戻す等)
- (7) 元の株式を登録抹消する
- (8) 株主名簿を更新する

備考:

- (1) 上記の費用には第三者から請求される公告・掲載・出版費用が含まれています(必要な場合)。
- (2) 上記の費用には自社株買いによる株式譲渡に必要な印紙税額が含まれていません。
- (3) 上記の費用には書類郵送料が含まれています。

2. 支払条件

クライアント様が啓源に委託することを確認した後、啓源はサービス費用の請求書を作成し、銀行口座情報及び送金ガイドとともにクライアント様に送信します。サービスの性質上、事前にサービス費用を全額支払う必要があります。サービスを提供してから、特別な事情がない限り、費用が返金されません。

当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPAL でのお支払いを受け取ります。PAYPAL で支払う場合には、別途 5%の手数料を請求します。

3. 自社株買いの要件

非公開会社は資本金のみで株式を買い戻すことができ、且つ以下の要件に該当する必要があります。

- (1) 会社の出資は特別決議を通じて可決すること。
- (2) 会社の取締役全員は、資本金で株式を買い戻すことについて返済能力証明書を作成すること。
- (3) 資本金の支払は特別決議の可決日から 5~7 週間以内に完了すること。
- (4) 返済能力証明書は会社登記所に提出・登録すること。
- (5) 自社株買いの通知は以下のいずれかに該当しなければなりません。
 - (i) 香港政府の官報、中国語新聞、英語新聞に掲載すること。

(ii) 書面で全ての債権者に通知すること。(会社の株主又は債権者は 5 週間以内に裁判所に資本金で対価を支払うという特別決議を取り消すことを申請することができる)

(6) 株式譲渡後、会社登記所に指定される自社株買い申告書を会社登記所に提出すること。

4. 印紙税

印紙税署の慣行により、株式の償還は印紙税の対象ではありませんが、自社株買いは通常の香港会社の株式売買と見なされます。従って、売りと買いの両方は会社の純資産の 0.1%相当額の印紙税を納付しなければなりません。

印紙税額の計算式は以下の通りです。

(譲渡価格又は純資産 × 持ち株比率 × 0.1%) × 2+5 香港ドル

例:

ある香港有限会社は株主の A さんからその保有している 2,000 株(会社株式の 20%)を購入し、購入価格が 200 万香港ドルです。財務諸表により、当該香港有限会社の純資産は 1,000 万香港ドルです。従って、当該会社及び A さんは以下の印紙税額を納付しなければなりません。

$(1,000 \text{ 万} \times 20\% \times 0.1\%) + 5 = 2,005 \text{ 香港ドル}$

啓源は印紙税のグループ免税を申請できます。必要な場合には、費用が別途相談となります。

5. 自社株買いに必要な書類

- (1) 会社定款の写し
- (2) 直近の株主名簿
- (3) 直近の年次申告書及びその後の変更申請書の写し
- (4) 株式減少数及び金額
- (5) 会社の直近の会計帳簿、又は認証済み財務諸表や管理帳簿

啓源がクライアント様の香港会社の秘書役を務めている場合、クライアント様は(3)、(4)のみを提供することができます。

6. 所要時間

自社株買いの対価が配当可能利益で支払われる場合は、全ての手続きを完了するには約 2 週間かかります。対価が会社の資本金で支払われる場合、全ての手続きを完了するには約 6~8 週間かかります(1ヶ月の公告期間を含む)。

7. 完了後得られる法的書類

自社株買いの手続きが完了後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

- (1) 自社株買いの契約書の承認に関する取締役会の書面決議書又は議事録
- (2) 株主が決議を通じて買い戻すことに関する書面決議書又は議事録
- (3) 資本金で株式を買い戻す際に会社登記所に提出する返済能力証明書
- (4) 自社株買いについて会社登記所に提出する書類の写し
- (5) 更新された株主名簿

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: info@kaizencpa.com, enquiries@kaizencpa.com

固定電話: +852 2341 1444

携帯電話: +852 5616 4140, +86 152 1943 4614

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 5616 4140

Skype: kaizencpa

公式ウェブサイト: www.kaizencpa.com

